

平成22年度 競走馬生産振興事業について

標記事業について、6月下旬に要望調査を行い、取りまとめをしておりますが、再度ご案内させていただきますので、ご確認の程宜しくお願い致します。

なお、事業費等については、要望額が多いことからJ A別に割り当てされることとなりますので、ご承知おき頂きますよう、あわせてお願い致します。

● 軽種馬経営構造改革支援(軽種馬経営基盤整備対策)事業 (平成22年度～24年度)

補助事業の概要

1. 事業対象者

競走馬生産を行う農業者、農事組合法人及び農業生産法人。

2. 事業内容

昼夜放牧等に対応できる放牧地を確保するため、狭隘な放牧地の拡充、遊休農地の活用、採草地から放牧地への転換等により一定の面積を有する放牧地を整備する場合に、その整備に必要な経費に対して補助する。

3. 補助率

事業に要した経費（消費税を除く）の2分の1以内の額とする。

4. 補助対象経費

(1) 遊休農地の活用等に伴う放牧地の新規造成及び改良。

新規造成については、木の伐採や抜根（バックホーン等による作業）を含む経費となる

(2) 放牧地の牧区の拡大、採草地から放牧地への転換に併せた草地の改良及び更新。

(3) 採草地等から放牧地への転換にあわせた草地の改良及び更新。

(4) (1)～(3)の事業実施に伴い、新たに整備される放牧地に係る牧柵等の整備。

牧柵については、通常の2段もしくは3段程度の木材及びプラスチック等の材質であること。また牧用ネットについても通常の2段もしくは3段程度の高さであること。

5. 採択要件

(1) 既存の放牧地整備においては、牧区面積の拡大を伴うこと。

(2) 整備後の1牧区あたりの面積が、概ね2ha以上であること。

(3) 1地域あたりの事業参加者が3戸以上であること。

(4) 事業参加者戸々の放牧地整備面積が5ha以下であること。

● 優良繁殖馬導入促進(優良繁殖牝馬導入促進)事業 (平成22年度～24年度)

標記事業につきましては、平成17年度から平成21年度まで実施していた事業とほぼ同様の内容となっておりますが、補助額の限度が変更となっております。

1. 補助金

(1) 導入促進補助金

① 軽種馬経営構造改革支援事業で承認された計画に基づき導入する馬については、事業対象馬の購入価格（消費税を除く）に3分の1を乗じて得た額以内とする。ただし、海外での導入に係る補助額は1,000万円を限度とし、国内での導入に係る補助額は500万円を限度とする。

② 個人で導入する馬については、事業対象馬の購入価格（消費税を除く）に5分の1を乗じて得た額以内とする。ただし、海外での導入に係る補助額は600万円を限度とし、国内での導入に係る補助額は300万円を限度とする。

(2) 輸送費補助金

事業対象馬が海外からの導入馬の場合にあつては、当該馬1頭につき100万円とする。

※ご不明な点等につきましては

当J A営農部営農課 (TEL 0146-42-1051 FAX 0146-42-7034) までお問い合わせ下さい。